「第 11 次鳥獣保護<mark>管理</mark>事業計画書<u>(変更)</u>」(新旧対照表案)

項目	新	旧
第一	鳥獣保護 <mark>管理</mark> 事業をめぐる現状と課題	鳥獣保護事業をめぐる現状と課題
第一1	1 基本的な考え方	1 基本的な考え方
(p. 1)	(略)	(略)
	本県においては、生息分布の減少や消滅が進行している種がある一方、	本県においては、生息分布の減少や消滅が進行している種がある一方、
	生活環境、農林水産業及び生態系に多大なる被害を及ぼしている種もあ	生活環境、農林水産業及び生態系に多大なる被害を及ぼしている種もあ
	り、このような種は個体 <mark>群</mark> 管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施に	り、このような種は個体 <mark>数</mark> 管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施に
	よる総合的な保護管理が必要となっている。	よる総合的な保護管理が必要となっている。
	鳥獣保護 <mark>管理</mark> 事業の実施に当たっては、生物多様性基本法(平成 20 年	鳥獣保護事業の実施に当たっては、生物多様性基本法(平成 20 年法律
	法律第 58 号)において示された生物の多様性の保全及び持続可能な利用	第 58 号)において示された生物の多様性の保全及び持続可能な利用につ
	についての基本原則等を始めとする同法の趣旨を踏まえる必要がある。ま	いての基本原則等を始めとする同法の趣旨を踏まえる必要がある。また、
	た、鳥獣の適切な保護管理の実施や鳥獣保護区等の設置により、平成 22	鳥獣の適切な保護管理の実施や鳥獣保護区等の設置により、平成 22 年に
	年に開催された生物の多様性に関する条約第 10 回締約国会議(COP10)に	開催された生物の多様性に関する条約第 10 回締約国会議(COP10)におい
	おいて採択された愛知目標である生物多様性の確保や生態系ネットワー	て採択された愛知目標である生物多様性の確保や生態系ネットワークの
	クの形成を図り、人と鳥獣との共生を目指すものとする。	形成を図り、人と鳥獣との共生を目指すものとする。
	(略)	(略)
第一2	2 鳥獣の区分と保護 <mark>及び</mark> 管理の考え方	2 鳥獣の区分と保護管理の考え方
(p. 1)	(1) 希少鳥獣	(1) 希少鳥獣
	① 対象種	① 対象種
	環境省が作成したレッドリスト(以下「国レッドリスト」という。)に	環境省が作成したレッドリスト (以下「国レッドリスト」という。) に
	おいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣であり、「鳥獣の保	おいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣であり、「鳥獣の保

項目	新	旧
	護及び <mark>管理並びに</mark> 狩猟の適正化に関する法律」(以下「法」という。) <mark>第2</mark>	護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下「法」という。) 第7条第5項に
	条第4項に基づき定めるものとする。また「レッドデータブックあいち動	基づき定めるものとする。また「レッドデータブックあいち動物編(平成
	物編(平成 21 年度)」に掲載されている県が作成したレッドリスト(以下	21 年度)」に掲載されている県が作成したレッドリスト(以下「県レッド
	「県レッドリスト」という。)において絶滅危惧IA・IB類又はⅡ類に	リスト」という。)において絶滅危惧 I A・ I B類又はⅡ類に該当するも
	該当するものも希少鳥獣とする(「レッドデータブックあいち動物編」が	のも希少鳥獣とする(「レッドデータブックあいち動物編」が改訂された
	改訂された場合は、改訂後のレッドリストによるものとする)。	場合は、改訂後のレッドリストによるものとする)。
	(略)	(略)
(p. 2)	② 保護<mark>及び</mark>管理の考え方	② 保護管理の考え方
	(略)	(略)
第一2	(2) 狩猟鳥獣	(2) 狩猟鳥獣
(p. 2)	① 対象種	① 対象種
	法第2条 <mark>第7項</mark> に基づき「鳥獣の保護及び <mark>管理並びに</mark> 狩猟の適正化に関	法第2条 <mark>第3項</mark> に基づき「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施
	する法律施行規則」(以下「規則」という。)第3条により定められている	行規則」(以下「規則」という。)第3条により定められている鳥獣とする。
	鳥獣とする。	(略)
	(略)	
	第2表「鳥類」の欄	第2表「鳥類」の欄
	カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、	カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、
	オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、ク	オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、ク
	ロガモ、ヤマドリ、キジ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、	ロガモ、 <mark>ウズラ、</mark> ヤマドリ、キジ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、

項目	新	旧
	ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、	ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボ
	ハシブトガラス、コジュケイ	ソガラス、ハシブトガラス、コジュケイ
	② 保護及び管理の考え方	② 保護管理の考え方
	(略)	(略)
	・ハシブトガラス、カワウ等、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟	・ハシブトガラス、カワウ等、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟
	鳥獣については、狩猟による捕獲等を積極的に活用する。イノシシ、ニ	鳥獣については、狩猟による捕獲等を積極的に活用する。イノシシ、ニ
	ホンジカについて <mark>第二種</mark> 特定鳥獣管理計画(以下「特定計画」という。)	ホンジカについて特定鳥獣 <mark>保護</mark> 管理計画(以下「特定計画」という。)
	を作成し、 <mark>地域個体群の存続を図りつつ、被害防止を図るものとする</mark> 。	を作成し、被害の防止や地域個体群の存続を図る。
	(略)	(略)
	・アライグマ、ヌートリアは狩猟鳥獣であるが、外来鳥獣でもあるため、	・アライグマ、ヌートリアは狩猟鳥獣であるが、外来鳥獣でもあるため、
	外来鳥獣としての <mark>管理</mark> を実施するものとする。	外来鳥獣としての <mark>保護管理</mark> を実施するものとする。
第一2	(4) 指定管理鳥獣	
(p. 3)	① 対象種	
	指定管理鳥獣は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範	
	囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻	
	な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該	
	鳥獣による被害状況、特定計画の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域	
	的に管理を図る必要がある鳥獣(希少鳥獣を除く。)として、法第2条第	
	5項に基づき環境大臣が定める鳥獣とする。	

項目	新	旧
(p. 4)	② 管理の考え方	
	・従来の有害鳥獣捕獲においては、捕獲数や捕獲の期間等は、「被害を防	
	ぐための必要最小限」とすることを基本としていたが、指定管理鳥獣の	
	管理にあたっては、地域個体群の存続には配慮しつつも、可能な限り捕	
	獲等を推進することを念頭に置いて対応するよう留意するものとする。	
	・県内における指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、必要と	
	認められるときは、特定計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画	
	を積極的に作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲	
	等事業を実施するよう努める。	
	・指定管理鳥獣の適切な管理のため、生息域等に関する調査や個体数推定	
	等を実施して、県内における当該鳥獣の生息状況等の把握に努めるとと	
	もに、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環	
	境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。	
	・市町村が鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止計画を策定して実施	
	する被害防止のための捕獲等との調整を図るなど、関係主体が広域的及	
	び地域的に連携するよう配慮する。	
第一2	(<mark>5</mark>)一般鳥獣	(4) 一般鳥獣
(p. 4)	① 対象種	① 対象種
	希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣 <mark>、指定管理鳥獣以外</mark> の鳥獣とする。	希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣 <mark>以外</mark> の鳥獣とする。
	(略)	(略)

項目	新	旧
	② 保護及び管理の考え方	② 保護管理の考え方
	(略)	(略)
第二	第二 鳥獣保護 <mark>管理</mark> 事業計画の計画期間	第二 鳥獣保護事業計画の計画期間
(p. 4)	平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。	平成24年4月1日から平成29年3月31日までとする。
	(なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律	
	(平成 26 年法律第 46 号) の施行の日 (平成 27 年 5 月 29 日) において変	
	更し、第 11 次鳥獣保護管理事業計画とする。)	
第三1	(1) 方針	(1) 方針
(p. 4)	① 指定に関する中長期的な方針	① 指定に関する中長期的な方針
	(略)	(略)
	本計画期間内に期間満了となる鳥獣保護区については、引き続き保護を	本計画期間内に期間満了となる鳥獣保護区については、引き続き保護を
	図るため、原則として期間更新を行うものとし、その指定期間は自然環境、	図るため、原則として期間更新を行うものとし、その指定期間は自然環境、
	社会環境並びに利害関係人等の意向が変化することを考慮し 10 年間とす	社会環境並びに利害関係人等の意向が変化することを考慮し 10 年間とす
	る。これにより、本計画期間末における鳥獣保護区は、68 箇所・ <mark>26, 135</mark> ha	る。これにより、本計画期間末における鳥獣保護区は、68 箇所・ <mark>26, 325</mark> ha
	(この内、1 箇所 770ha は国指定の鳥獣保護区) であり、県土面積の約 5%	(この内、1 箇所 770ha は国指定の鳥獣保護区) であり、県土面積の約 5%
	となる。これらを適切に管理運営することにより、鳥獣の保護を図るもの	となる。これらを適切に管理運営することにより、鳥獣の保護を図るもの
	とする。	とする。
	(略)	(略)
(p. 5)	②指定区分ごとの方針	②指定区分ごとの方針
	各保護区は、「鳥獣の保護 <mark>及び管理</mark> を図るための事業を実施するための	各保護区は、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な

項目	新	旧							
	基本的な指針」(環境省)の各要件に基づき設定する。	指針」(環境省)の各要件に基づき設定する。							
	ア 森林鳥獣生息地の保護区	ア 森林鳥獣生息地の保護区							
	(略)	(略)							
	本県における「森林鳥獣生息地の保護区」の指定状況は、現時点におい	本県における「森林鳥獣生息地の保護区」の指定状況は、現時点におい							
	て 20 箇所・ <mark>12, 086</mark> ha となっている。このうち <mark>残</mark> 計画期間内に期間満了を	て 20 箇所・ <mark>12, 376</mark> ha となっている。このうち計画期間内に期間満了を迎							
	迎える <mark>3</mark> 箇所・ <mark>2,801</mark> ha については期間更新を行う。	える <u>10</u> 箇所・ <mark>7,621</mark> ha については期間更新を行う。							
	イ~カ (略)	イ~カ (略)							
(p. 6)	キ 身近な鳥獣生息地の保護区	キ 身近な鳥獣生息地の保護区							
	(略)	(略)							
	本県における「身近な鳥獣生息地の保護区」の指定状況は現時点にお	本県における「身近な鳥獣生息地の保護区」の指定状況は現時点におい							
	いて 41 箇所・5, 234ha となっており、このうち <mark>残</mark> 計画期間内に期間満了を	て 41 箇所・5,234ha となっており、このうち計画期間内に期間満了を迎							
	迎える <mark>7</mark> 箇所・ <mark>1,300</mark> ha については、期間更新を行う。	える <mark>15</mark> 箇所・ <mark>2,454</mark> ha については、期間更新を行う。							
第三1	(2) 鳥獣保護区の指定等計画(県指定分)	(2) 鳥獣保護区の指定等計画(県指定分)							
(p. 7)	第3表「本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区」の区分①の「25」及び「計	第3表「本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区」区分①の「25」及び「計							
	(D)」の欄	(D)」の欄							
	25 計(D)	25 計(D)							
	箇所 2 2	箇所							
	面積 <mark>290</mark> <mark>290</mark>	面積							

項目				新		旧									
	第3表「本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区」の区分計の「25」及び「計 第							第3表「本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区」の区分計の「25」及び「記							
	(D)」の欄							(D)」の欄							
		25	計(D)					25	計(D)						
	箇所	<u>2</u>	<u>2</u>				箇所								
	面積	<u>290</u>	<u>290</u>				面積								
	<u>△290</u>			区分①の「面積」の 区分計の「面積」の					-	区分①の「面積」の欄区分計の「面積」の欄					
	第 3 表「計 12, 086	画終了時の♬	 壽獣保護区」	の区分①の「面積	賃」の欄	第3表「計画終了時の鳥獣保護区」の区分①の「面積」の欄 12,376									
	第3表「計画終了時の鳥獣保護区」の区分計の「面積」の欄 <u>25, 265</u>							第3表「計画終了時の鳥獣保護区」の区分計の「面積」の欄 25,555							
	① (略)					1	(略)								

項目	新	旧							
	② 既指定鳥獣保護区の変更計画	② 既指定鳥獣保護区の変更計画							
	第4表「平成25年度」の大平田鳥獣保護区及び伊勢神高原鳥獣保護区の	第4表「平成25年度」の大平田鳥獣保護区及び伊勢神高原鳥獣保護区の							
(p. 8)	「指定面積の異動」の「異動面積」及び「異動後の面積」並びに「計」の	「指定面積の異動」の「異動面積」及び「異動後の面積」並びに「計」の							
	欄	欄							
	鳥獣保護区名 異動面積 異動後の面積	鳥獣保護区名 異動面積 異動後の面積							
	大平田 <u>△78</u> ha <u>140</u> ha	大平田 <u>0</u> ha <u>218</u> ha							
	伊勢神高原 <u>△212</u> ha <u>108</u> ha	伊勢神高原 <u>O</u> ha <u>320</u> ha							
	計 <u>△290</u> ha <u>2,047</u> ha	計							
(p. 9)	第4表「平成 26 年度」の「鳥獣保護区名」の欄額田 <mark>西部</mark> 第4表「合計」の「異動面積」及び「異動後の面積」の欄 異動面積 異動後の面積 △290ha 10,332ha	第4表「平成 26 年度」の「鳥獣保護区名」の欄額田中学校 第4表「合計」の「異動面積」及び「異動後の面積」の欄 異動面積 異動後の面積 Qha 10,622ha							

項目	新							Iβ								
第三3	(2)特例給料区指定計画								(2)特例給料区指定計画							
(p. 12)	第7表「	平成 25 年度	」の欄					第7表「	平成 25 年度	の欄						
	年度	特例休猟区	特例休猟	指定	指定期間	特定鳥	備考	年度	特例休猟区	特例休猟	指定	指定期間	特定鳥	備考		
		指定所在地	区名称	面積		獣名			指定所在地	区名称	面積		獣名			
	平成 25	岡崎市	千万町	<u>285</u> ha	平成 25 年 11	イノシ		平成 25		箇所	ha					
	年度	豊田市	大多賀		月1日より平	シ、ニホ		年度								
					成28年10月	ンジカ										
	計		<u>2</u> 箇所		31 目まで			計								
	合計		<u>3</u> 箇所	1, 785ha				合計 箇所 ha								
			•										•			
第三4	(1) 方:	針						(1)方	針							
(p. 13)	(略)								(略)							
	さらに、鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締り等の観点から、鳥								さらに、鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締り等の観点から、鳥							
	獣 <mark>保護</mark>	<mark>管理</mark> 員等によ	てる調査、必	巡視等を行	うものとする。	1		獣 <mark>保護</mark> 員	等による調査	こ、巡視等を	そ行うもの	とする。				

項目	新											旧									
第四2	(1) 狩猟鳥獣											(1)狩猟鳥獣									
(p. 14)	① (略)										(略	.)									
	2	放鳥	計画							2	放鳥	計画									
	第1	0表								第10表											
		~ L		平成 2	24 年度	平成 2	25 年度	平成	26 年度		~ -	11 - 11 5	平成 2	24 年度	平成 :	25 年度	平成:	26 年度			
	;	種名	放鳥の地域	箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)		種名	放鳥の地域	箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)			
		キジ	鳥獣保護区 休 猟 区	10	100	10	100	<u>7</u>	92		キジ	鳥獣保護区 休 猟 区	<u>8</u> 2	80 20	<u>8</u> 2	80 20	10	100			
			計	10	100	10	100	<u>7</u>	92			計	10	100	10	100	10	100			
		合計		10	100	10	100	<u>7</u>	<u>92</u>		合計		10	100	10	100	10	100			
	 			平成 2	27 年度	平成 2	28 年度		計				平成 2	27 年度	平成 2	28 年度		計			
	:	種名	放鳥の地域	箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)		種名	放鳥の地域	箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)			
		キジ	鳥獣保護区 休 猟 区	9	92	9	92	<u>45</u> 0	476 0		キジ	鳥獣保護区 休 猟 区	<u>10</u>	100	<u>10</u>	100	$\frac{46}{4}$	460 40			
			計	9	92	<u>9</u>	92	<u>45</u>	476			計	10	<u>100</u>	<u>10</u>	<u>100</u>	<u>50</u>	<u>500</u>			
		合計		9	92	9	92	<u>45</u>	<u>476</u>		合計		10	100	10	100	<u>50</u>	<u>500</u>			
第五1	(1) 許	可しない場合	の基本	x的な考	え方				(1) 許	可しない場合	の基本	的な考	え方						
(p. 15)	1)~	3	(略)							1	~3	(略)									
	4	捕獲	等又は採取等	学によっ	って特定	計画に	【係る鳥	獣の管	。 理に重大な支障												

項目	新	旧
	<u>を及ぼすおそれがあるような場合</u>	
	⑤ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合	④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
	⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に著しい支障が生じる場合	5 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
	 ② 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。 ⑧ 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第38条の2の規定による都道府県知事の 	⑥ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
第五1	許可を受けたものについては、この限りでない。(4) 許可に当たっての条件の考え方	(4) 許可に当たっての条件の考え方
(p. 16)	(略)	(略)

項目	新	旧
	特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の	特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の
	安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。	安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。
	また、特定計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、	
	適切な条件を付すものとする。	
第五1	(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	(6) 捕獲実施に当たっての留意事項
(p. 17)	(略)	(略)
	① 法第9条第 12 項に基づき、猟具ごとに、 <mark>見やすい場所に、</mark> 住所、氏	① 法第9条第 12 項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許
	名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間	可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の
	を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要す	装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ
	るネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で	類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を
	用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周	装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標
	辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。	識を設置する方法によることもできるものとする。
	② (略)	② (略)
第五1	(7) 捕獲物又は採取物の処理等	(7) 捕獲物又は採取物の処理等
(p. 17)	(略)	(略)
	さらに、捕獲物等が鳥獣の保護 <mark>及び</mark> 管理に関する学術研究、環境学習等	さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境学習等に利
	に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。ま	用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。また、捕
	た、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワ	獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマ及
	グマ及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体	びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通
	の流通を防止する観点から、目印標(製品タッグ)の装着により、国内で	を防止する観点から、目印標(製品タッグ)の装着により、国内で適法に

項目	新	旧
	適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。	捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。
	(略)	(略)
第五1	(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集
(p. 17)	鳥獣の保護 <mark>及び</mark> 管理の適正な推進を図るうえで必要な資料を得るため、	鳥獣の保護管理の適正な推進を図るうえで必要な資料を得るため、捕獲
	捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕	等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物
	獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサ	又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプ
	ンプルを添付させる等して求めるものとする。また、希少鳥獣を錯誤捕獲	ルを添付させる等して求めるものとする。また、希少鳥獣を錯誤捕獲した
	した場合は、情報を収集するものとする。	場合は、情報を収集するものとする。
第五3	(1) 捕獲の基本的な考え方	(1) 捕獲の基本的な考え方
(p. 20)	① 有害鳥獣捕獲	① 有害鳥獣捕獲
	有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合	有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合
	に、その防止及び軽減を図るために行うものであり、原則として被害防除	に、その防止及び軽減を図るために行うものであり、原則として被害防除
	対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとす	対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとす
	る。ただし、外来鳥獣等については、この限りではない。有害鳥獣捕獲の	る。ただし、外来鳥獣等については、この限りではない。有害鳥獣捕獲の
	実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収	実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収
	穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものと	穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものと
	する。また、農林水産業等 <mark>の健全な発展</mark> と鳥獣の保護 <mark>及び管理</mark> との両立を	する。また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効
	図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の	果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な保護管理を検討
	適正な保護管理を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとす	し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。
	る。	(略)

項目	新	旧
	(略)	
	② 個体数調整	② 個体数調整
	個体数調整は、特定計画に基づき個体数を調整するために実施する捕獲	個体数調整は、特定計画に基づき個体数を調整するために実施する捕獲で
	であり、管理の適正化を図るため、特定計画の対象地域における特定鳥獣	あり、 <mark>保護</mark> 管理の適正化を図るため、特定計画の対象地域における特定鳥
	(カモシカ、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ)の捕獲は、原則として	獣(カモシカ、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ)の捕獲は、原則とし
	個体数調整のための捕獲とする。	て個体数調整のための捕獲とする。
第五3	(2) 有害鳥獣捕獲及び個体数調整についての許可基準の設定	(2) 有害鳥獣捕獲及び個体数調整についての許可基準の設定
(p. 20)	① 許可の基本的な考え方	① 許可の基本的な考え方
	(略)	(略)
	また、 <mark>指定管理鳥獣及び</mark> 外来鳥獣 <mark>等</mark> による農林水産業又は生態系等に係	また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る
	る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するた	場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥
	め、 <mark>当該鳥獣の</mark> 積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。	獣捕獲を図るものとする。
(p. 21)	② 許可基準	② 許可基準
	第12表「許可対象者」の欄	第12表「許可対象者」の欄
	1~2 (略)	$1 \sim 2$ (略)
	3 法第2条第6項に規定する法定猟法による場合は、当該狩猟免許の取	3 法第2条 <u>第2項</u> に規定する法定猟法による場合は、当該狩猟免許の取
	得者であり、かつ、規則第67条 <mark>第2項</mark> 第1号若しくは第2号に該当す	得者であり、かつ、規則第67条第1号若しくは第2号に該当する者
	る者	4 (略)
	4 (略)	

項目	新	旧
	② 許可基準	② 許可基準
	第12表「鳥獣の種類・数」の欄	第12表「鳥獣の種類・数」の欄
	(注)第 11 次鳥獣保護 <mark>管理</mark> 事業計画 第一2 鳥獣の区分と保護 <mark>及び</mark> 管理の	(注)第 11 次鳥獣保護事業計画 第一2 鳥獣の区分と保護管理の考え方で
	考え方で規定するものとする。	規定するものとする。
	② 許可基準	② 許可基準
	第12表「許可の期間」の欄	第12表「許可の期間」の欄
	1 時期及び期間は、原則として、被害が生じている時期のうち、最も効	1 時期及び期間は、原則として、被害が生じている時期のうち、最も効
	果的に捕獲が実施できる時期で必要かつ適切な期間とする。	果的に捕獲が実施できる時期で必要かつ適切な期間とする。
	ただし、捕獲等の対象が指定管理鳥獣又は外来鳥獣等である場合や、	ただし、被害等の発生が予想される場合、飛行場の区域内において航
	被害等の発生が予想される場合、飛行場の区域内において航空機の安全	空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる場合等特別な事由が認
	な航行に支障を及ぼすと認められる場合等特別な事由が認められる場	められる場合は、この限りではない。
	合は、この限りではない。	
	2 (略)	2 (略)
	3 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、狩	3 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、狩
	猟や狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、 <mark>許可を受けた者に</mark>	猟や狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、 <mark>当該期間における</mark>
	対しては、捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる	有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査するものとする。
	<u>等、適切に対応するものとする</u> 。	4~5 (略)
	$4\sim5$ (略)	

項目	新	旧
	③ (略)	③ (略)
(p. 22)	④ 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施にあたっての留意事項	
	生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟	
	をする場合については、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係	
	る被害の防止を目的とする捕獲として法第9条第1項の規定による環境	
	大臣又は都道府県知事の許可のほか法第38条の2第1項の規定による都	
	道府県知事の許可を得るとともに、法第 36 条で使用を禁止されている麻	
	酔薬を使用する場合においては、法第 37 条の規定による環境大臣の許可	
	を得るものとする。	
(p. 22)	⑤ 有害鳥獣捕獲及び個体数調整の適正化のための体制の整備等	④ 有害鳥獣捕獲及び個体数調整の適正化のための体制の整備等
	ア 捕獲隊の編成	ア 捕獲隊の編成
	イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地	イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な
	域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊(有害鳥獣捕獲又は個	地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊(有害鳥獣捕獲又は
	体数調整を目的として編成された隊をいう。以下同じ。)を編成するよう	個体数調整を目的として編成された隊をいう。以下同じ。)を編成するよ
	指導するとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊(鳥獣被害防	う指導するとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊(鳥獣被害
	止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。)	防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同
	と連携を図るよう指導するものとする。その際、狩猟人口の減少、高齢化	じ。)と連携を図るよう指導するものとする。その際、狩猟人口の減少、
	等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来	高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることか
	の取組に加え、市町村又は農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手と	ら、従来の取組に加え、市町村又は農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の

項目						新										旧				
	して	育成	する取組	を推進	するよ	う指導す	るものと	とする。	捕獲隊員	等の選定	担	い手と	として育成	する取	組を推済	進するよ	う指導す	けるもの	とする。	捕獲隊員
	につ	いいて	は、技術	の優れ	た者、有	有害鳥獣	捕獲のた	めの出	動の可能	な者等が	等	の選別	定について	は、技	術の優ね	1た者、	有害鳥獣	は捕獲の7	ための出	動の可能
	隊員	とし	て編成さ	れるよ	う指導で	するもの	とする。	また、	捕獲隊に	おいて指	な	者等点	が隊員とし	て編成	される。	よう指導	するもの	りとする	。また、	捕獲隊に
	導を	行う	者の確保	に当た	っては、	鳥獣 <mark>の</mark>	保護 <mark>及び</mark>	で 管理に	関する専	門的な人	お	いて扌	指導を行う	者の確	保に当	たっては	、鳥獣保	装管理は	こ関する	専門的な
	材確	保等	の仕組み	の積極	的な活用	用を図る	ものとす	ナる。			人	材確保	保等の仕組	みの積	極的な消	舌用を図	るものと	こする。		
	(略	((略)								
	<u>6</u>	予察	捕獲								<u>(5)</u>	予夠	喜捕獲							
	(略	()									(略)								
第六1	(2)特	:定猟具使	用禁止	区域の打	指定計画					(2) #	寺定猟具使	用禁止	:区域の打	指定計画				
(p. 32)	第1	6表	:								第	1 6 ā	長							
			既指定 特定猟具		集		に 計画期間 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は		ける 旨定も含む	(م)			既指定 特定猟具		集			間に指定す で城(再料	ける 旨定も含む	p)
			使用禁止 区域(A)				26 年度			計 (B)			使用禁止 区域(A)			25 年度				計 (B)
	銃	箇所	135	箇 所	14	11	20	22	<u>16</u>	83	金	箇所	135	箇 所	<u>13</u>	11	<u>19</u>	24	17	84
	猟	面積	ha 211, 827	変動面積	ha 7, 589	10, 885	53, 367	58, 611	15, 298	145, 750	Ŷ	_	ha 211, 827	変動面積	ha 6, 922	10, 945	49, 337	60, 426	19, 886	142, 981
	わ	箇所		箇所	1,000	10,000	00,001	00,011	10, 200	110,100	1	笛		箇所	0,022	10, 310	13,001	00, 120	10,000	112, 301
	な猟	面		変動							· た	2 171		変動						
	3/10	積	7, 636	面積							3)	積	7, 636	面積						
	合計	箇 所	136	箇 所	<u>14</u>	11	<u>20</u>	22	<u>16</u>	<u>83</u>		箇所	136	箇 所	<u>13</u>	11	<u>19</u>	24	<u>17</u>	<u>84</u>
	計	面積	ha 215, 127	変 動	ha <mark>7, 589</mark>	10,885	53, 367	58, 611	15, 298	145, 750	Ħ	面積	ha 215, 127		ha 6, 922	10, 945	49, 337	60, 426	19,886	142, 981
						•						•	•		•	•				

頁目						新									旧			
						ト画期間に (具使用禁										こ区域拡力 禁止区域		
				24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	計 (C)				24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	計 (C)
	銃	箇所	箇 所	3	3	1			<u>7</u>	銃	箇所	箇 所						
	猟	面積	変 動	99	<u>6</u>	10			115	猟	面積	変 動 面 積						
	わ	箇所	箇 所							わ	箇所	箇 所						
	な猟	面積	変 動							な猟	面積	変 動 面 積						
	合計	箇所	箇 所	<u>3</u>	3	1			7	合	箇所	箇 所						
	計	面積	変 動	99	<u>6</u>	<u>10</u>			<u>115</u>	計	面積	変 動面積						
				本計特	・画期間に ・定猟具便	- 区域減少 5用禁止区)する E域						本計 特	画期間に 定猟具使	「区域減少 更用禁止[2	シする 区域		
			24 年月	度 25 年度	26 年度	至 27 年度	28 年度	計 (D)				24 年度	25 年度	26 年度	27 年月	度 28 年月	計 (D)	
	銃	箇所				1		1		銃	箇所							
	猟	面積			<u>11</u>	4		114		猟	面積							
	わか	箇所								わか	箇所							
	な猟	面積								な猟	面積							
	合	箇所				1		1		合	箇所							
	合計	面積			11	4		114		計	面積							

(株) (**) (項目						新								旧			
24 年度 25 年度 26 年度 27 年度 28 年度 計				本	計画期間	間に解除る 寺定猟具体	または期間 吏用禁止り	間満了とた 区域	よる			4	計画期間	間に解除る 身定猟具係	または期間 も用禁止▷	間満了とな 区域	65	
(株) 所				24 年度					計 (E)			24 年度					計 (E)	
無 面 ha 6,922 10,945 52,977 58,611 15,298 144,753		銃	箇所	13	11	23	22	<u>16</u>	<u>85</u>	銃	箇所	13	11	<u>19</u>	24	<u>17</u>	84	
か 所 な 面積		猟		ha 6, 922	10, 945	52, 977	58, 611	15, 298	144, 753	猟			10, 945	49, 337	60, 426	19, 886	142, 981	
(元)		わ	箇所							わ	箇所							
古 所 13 11 22 10 13 11 12 14 14 15 15 16 15 17 18 17 18 18 18 18 18		が猟								が猟								
計 面 6,922 10,945 52,977 58,611 15,298 144,753 計 面 ha 6,922 10,945 49,337 60,426 19,886 1 計 面 7,636 19,886 1 計 面 7,636 19,886 19,886 19 計 面 7,636 19,886 19 計 面 7,636 19 計 面 7		合	筃	13	11	23	22	<u>16</u>	<u>85</u>	合	筃	13	11	<u>19</u>	24	<u>17</u>	84	
計画期間中の増減(減:		計			10, 945	52, 977	58, 611	15, 298	144, 753	計			10, 945	49, 337	60, 426	19,886	142, 981	
		猟 わな猟 合	所 面積 箇所 面積 箇所	の増減(□中減: □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	持の特定 様具使用 禁止区域 注 2 133 ha 212, 825 2 ha 7, 636				猟 わな猟 合	所 面積 箇所 面積 箇所	の増減(引中 減: 第第 0 0 0	所の特定 (具使用 禁止区域 注 2 135 ha 211,827 2 ha 7,636				
		计 1	積	νχ \	0)) 1	積	1夕)	0					

項目		新					旧			
	注2 箇所数について	ては (A)+(B)-(E)、面積	責については	(A) + (B)	+ (C) - (D) - (E) °	注2 箇所数について	Tは (A)+(B)-(E)、面積	責については	(A) + (B)	+(C)-(D)-(E) _°
	なお、銃猟とわな猟	が重複する使用禁止区	域が1箇所あ	るため、	. 箇所数の合計は	なお、銃猟とわな猟が	が重複する使用禁止区	域が1箇所あ	るため、	箇所数の合計は
	134、面積の合計は <mark>2</mark>	<mark>16, 125</mark> ha となる。				136、面積の合計は 21	15 127ha とたろ			
	101、四頃の日刊は2	10, 120 na C 13 20				100、四項の日刊は2	10, 121 na C 12 3 0			
	①特定猟具使用禁」	上区域(銃猟)の指揮	定内訳			│ ①特定猟具使用禁」	上区域(銃猟)の指	定内訳		
(p. 33)	第17表「平成24	. , . ,	_, ,,, ,			第17表「平成24		_, ,,, ,		
(p. 33)		十反」					<u> </u>		1 1	
	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定	特定猟具使用禁止	指定面積	指定	備考	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定		指定面積	指定	備考
	所在地	区域(銃猟)名称	1日/正田/頂	期間	VIII A-5	所在地	区域(銃猟)名称	1日人 四位	期間	HI 75
	幸田町	大草	110 ha	10年	再指定	幸田町	大草	110 ha	10年	再指定
	豊田市、設楽町	設楽稲武	81 ha	11	"	豊田市、設楽町	設楽稲武	81 ha	11	IJ
	弥富市、愛西市	海部南部	2, 251 ha	"	11	弥富市、愛西市	海部南部	2, 251 ha	11	"
	豊田市	勘八	700 ha	"	II .	豊田市	勘八	700 ha	11	II .
	豊田市	矢作ダム	210 ha	"	"	豊田市	矢作ダム	210 ha	11	II .
	設楽町	段戸	800 ha	IJ	IJ.	設楽町	段戸	800 ha	"	IJ.
	大口町	大口町	1,358 ha	IJ	"	大口町	大口町	1,358 ha	11	II.
	豊田市	小原中部	41 ha	"	"	豊田市	小原中部	41 ha	11	"
	豊田市	乙部	<u>446</u> ha	"	<u>減少</u> (再指定)	豊田市	乙部	459 ha	11	<u>,, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,</u>
	新城市	桜淵公園	200 ha	"	再指定	新城市	桜淵公園	200 ha	11	ıı e
	AV I SANCIP	NAME OF THE PARTY	200 114	<u> </u>	13311/4	豊橋市	明海	<mark>665</mark> ha	"	<u>"</u>

項目		新					旧			
	豊橋市	明海	<mark>675</mark> ha	"	拡大	岡崎市	岡崎福岡	9 ha	IJ	JJ.
	五川町 111	り打母	010 Ha	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(再指定)	新城市	大野田	38 ha	IJ	"
	岡崎市	岡崎福岡	9 ha	"	再指定	計	13 箇 所	6, 922 ha		
	新城市	大野田	38 ha	"	"					
	豊田市	豊田・岡崎地区研究 開発施設用地	<mark>670</mark> ha	<u>"</u>	<u>指定</u>					
	常滑市	常滑	+28 ha	5年	拡大 (変更)					
	東浦町	東浦町	+13 ha	<i>11</i>	<u>"</u>					
	常滑市	常滑東部	+58 ha	6年	<u>"</u>					
	計	17 箇所	<mark>7, 688</mark> ha							
(n. 33)	第17表「平成25			1			₹25年度(1/2)」の欄	Ī	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
(p. 33)	第17表「平成25 特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称	指定面積	指定期間	備考	第17表「平成特定猟具使用」 「下のでは、「「ない」 「では、「ない。」 「では、「ない。」 「では、「ない。」 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。	禁止 指定 特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称	指定面積	指定期間	備考
(p. 33)	第17表「平成25 特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地 豊明市	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 豊明市	2, 236 ha	期間 10 年	再指定	特定猟具使用区域(銃猟)	禁止 指定 特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 豊明市	指定面積 2,236 ha		備考再指定
(p. 33)	第17表「平成25 特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地 豊明市 尾張旭市	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 豊明市 尾張旭市	2, 236 ha 1, 030 ha	期間 10年 "	再指定 "	特定猟具使用 区域(銃猟) 所在地 豊明市 尾張旭市	禁止 指定 特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 豊明市 尾張旭市	2, 236 ha 1, 030 ha	期間	
(p. 33)	第17表「平成25 特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地 豊明市 尾張旭市 岡崎市	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 豊明市 尾張旭市 岡崎	2, 236 ha 1, 030 ha 730 ha	期間 10年 "	再指定 " " 減少	特定猟具使用 区域(銃猟) 所在地 豊明市 尾張旭市 岡崎市	禁止 指定 特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 豊明市 尾張旭市 岡崎	2,236 ha	期間 10 年	再指定
(p. 33)	第17表「平成25 特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地 豊明市 尾張旭市 岡崎市 豊橋市	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 豊明市 尾張旭市 岡崎 正宗寺	2, 236 ha 1, 030 ha 730 ha 94 ha	期間 10年 " "	再指定 " <u>減少</u> 再指定	特定猟具使用 区域(銃猟) 所在地 豊明市 尾張旭市 岡崎市 豊橋市	禁止 指定 特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 豊明市 尾張旭市 岡崎 正宗寺	2, 236 ha 1, 030 ha	期間 10年 "	再指定
(p. 33)	第17表「平成25 特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地 豊明市 尾張旭市 岡崎市 豊橋市	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 豊明市 尾張旭市 岡崎 正宗寺	2, 236 ha 1, 030 ha 730 ha 94 ha 540 ha	期間 10年 "" ""	再指定 " 減少 再指定 "	特定猟具使用区域(銃猟)所在地豊明市尾張旭市岡崎市豊橋市・豊橋市、豊川	禁止 指定 特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 豊明市 尾張旭市 岡崎 正宗寺 豊橋オリエンテーリング	2, 236 ha 1, 030 ha 790 ha	期間 10年 "	再指定
(p. 33)	第17表「平成25 特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地 豊明市 尾張旭市 岡崎市 豊橋市 豊橋市、豊川市 知多市	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 豊明市 尾張旭市 岡崎 正宗寺 豊橋オリエンテーリング	2, 236 ha 1, 030 ha 730 ha 94 ha 540 ha 614 ha	期間 10年 "" ""	再指定 " <mark>減少</mark> <mark>再指定</mark> " "	特定猟具使用 区域(銃猟) 所在地 豊明市 尾張旭市 岡崎市 豊橋市 豊橋市、豊川 知多市	禁止 指定 特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 豊明市 尾張旭市 岡崎 正宗寺 豊橋村エンテーリング 金沢	2, 236 ha 1, 030 ha 790 ha 94 ha	期間 10年 " "	再指定 " <mark>"</mark> "
(p. 33)	第17表「平成25 特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地 豊明市 尾張旭市 岡崎市 豊橋市	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 豊明市 尾張旭市 岡崎 正宗寺	2, 236 ha 1, 030 ha 730 ha 94 ha 540 ha	期間 10年 "" ""	再指定 " 減少 再指定 "	特定猟具使用区域(銃猟)所在地豊明市尾張旭市岡崎市豊橋市・豊橋市、豊川	禁止 指定 特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 豊明市 尾張旭市 岡崎 正宗寺 豊橋オリエンテーリング	2, 236 ha 1, 030 ha 790 ha 94 ha 540 ha	期間 10年 " "	再指定 リ リ リ リ

頁目		新						旧			
	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地		指定面積	指定期間	備考		特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称	指定面積	指定期間	備考
	日進市、東郷町	日進東郷	5,049 ha	10年	再指定		日進市、東郷町	日進東郷	5,049 ha	10年	再指定
	南知多町	南知多北部	43 ha	"	"		南知多町	南知多北部	43 ha	"	"
	豊橋市	牟呂・吉田方	109 ha	11	11		豊橋市	牟呂・吉田方	109 ha	"	11
	安城市	安城	+2 ha	6年	拡大(変更)		計	<u>11</u> 箇所	10, 945 ha		
	豊田市	<u>猿投</u>	+1 ha	8年	<u> </u>						
	幸田町	大草	+3 ha	9年	<u>"</u>						
	計	<u>14</u> 箇所	10,891 ha								
	第17表「平成26年	年度 <mark>(1/2)</mark> 」の欄	I			第	17表「平成264 特定猟具使用禁止			松中	
	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定	年度 <mark>(1/2)</mark> 」の欄 特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称	指定面積	指定期間	備考	第	, , , , .	年度」の欄 特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称	指定面積	指定期間	備考
	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称		期間		第	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定	特定猟具使用禁止	指定面積 35,490 ha		備 考 ——— 再指定
	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地 名古屋市	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 名古屋	35, 490 ha	期間 10 年	再指定	第	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地	特定猟具使用禁止区域(銃猟)名称		期間	
	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地 名古屋市 知多市 武豊町、美浜町、	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称		期間		第	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地 名古屋市	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 名古屋	35, 490 ha	期間 10 年	再指定
	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地 名古屋市 知多市 武豊町、美浜町、 常滑市	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 名古屋 佐布里 武豊	35, 490 ha 646 ha 1, 301 ha	期間 10 年 "	再指定 "	第	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地 名古屋市 知多市 武豊町、美浜町、	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 名古屋 佐布里	35, 490 ha 646 ha	期間 10 年 "	再指定
	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地 名古屋市 知多市 武豊町、美浜町、 常滑市 豊田市	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 名古屋 佐布里 武豊 矢並地区	35, 490 ha 646 ha 1, 301 ha 23 ha	期間 10年 "	再指定 "	第	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地 名古屋市 知多市 武豊町、美浜町、 常滑市	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 名古屋 佐布里 武豊	35, 490 ha 646 ha 1, 301 ha	期間 10 年 "	再指定 "
	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地 名古屋市 知多市 武豊町、美浜町、 常滑市 豊田市	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 名古屋 佐布里 武豊 矢並地区 藤岡南部	35, 490 ha 646 ha 1, 301 ha 23 ha 460 ha	期間 10年 " "	再指定 " " "	第	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地 名古屋市 知多市 武豊町、美浜町、 常滑市 豊田市	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 名古屋 佐布里 武豊	35, 490 ha 646 ha 1, 301 ha 23 ha	期間 10 年 " " " " " " " " " " " " " " " " " "	再指定 " "
	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地 名古屋市 知多市 武豊町、美浜町、 常滑市 豊田市 豊田市	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 名古屋 佐布里 武豊 矢並地区 藤岡南部 岡崎幸田	35, 490 ha 646 ha 1, 301 ha 23 ha 460 ha 1, 240 ha	期間 10 年 " " " " " " " " " " " " " " " " " "	再指定 "" "" ""	第	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地 名古屋市 知多市 武豊町、美浜町、 常滑市 豊田市	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 名古屋 佐布里 武豊 矢並地区 藤岡南部	35, 490 ha 646 ha 1, 301 ha 23 ha 460 ha	期間 10 年 "" "" "" "" "" "" "" "" "" "" "" "" "	再指定 " " "
	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地 名古屋市 知多市 武豊町、美浜町、 常滑市 豊田市	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 名古屋 佐布里 武豊 矢並地区 藤岡南部	35, 490 ha 646 ha 1, 301 ha 23 ha 460 ha	期間 10年 " "	再指定 " " "	第	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地 名古屋市 知多市 武豊町、美浜町、 常滑市 豊田市 豊田市	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称 名古屋 佐布里 武豊 矢並地区 藤岡南部 岡崎幸田	35, 490 ha 646 ha 1, 301 ha 23 ha 460 ha 1, 240 ha	期間 10 年 " " " " " " " " " " " " " " " " " "	再指定 "" "" ""

項目		新						旧			
	豊橋市	牛川・下条	1,110 ha	"	11		豊橋市	牛川・下条	1,110 ha	IJ	11
	江南市	江南市	3, 017 ha	"	11		江南市	江南市	3,017 ha	IJ	"
	蒲郡市	蒲郡海岸線	1, 109 ha	"	11		蒲郡市	蒲郡海岸線	1, 109 ha]]	IJ
	弥富市	弥富北部	941 ha	"	11		弥富市	弥富北部	941 ha	11	11
	美浜町	布土	54 ha	"	"		美浜町	布土	54 ha	"	11
	西尾市	西尾南部	239 ha	IJ	"		西尾市	西尾南部	239 ha]]	11
	碧南市	衣浦港外港	47 ha	"	"		碧南市	衣浦港外港	47 ha	11	11
	新城市	新城保全林	<mark>208</mark> ha	"	<u>拡大</u>		新城市	新城保全林	<u>158</u> ha	11	<mark>//</mark>
					(再指定)		新城市	川田	109 ha	11	<mark>11</mark>
	新城市	川田	109 ha	IJ	再指定		豊川市	御津海岸線	290 ha	"	11
							計	<u>19</u> 箇所	49, 337 ha		
	所在地 豊川市 長久手市 知多市 大山市 あま市 あま市 長久手市	御津海岸線 長久手市 金沢 大山 美和町 七宝町 長久手熊張	290 ha 2, 154 ha 114 ha +10 ha 1833 ha 153 ha 154 ha		# # # # # # # # # # # # # #						
	計	26 箇所	49, 623 ha								
	第17表「平成272	年度」の欄				第	月17表「平成27	年度」の欄			

頁目		新					旧			
. 36)	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称	指定面積	指定期間	備考	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称	指定面積	指定期間	備考
	愛西市	愛西市	6,664 ha	10年	再指定	愛西市	愛西市	6,664 ha	10年	再指定
	小牧市	小牧	4, 170 ha	11	JJ	小牧市	小牧	4, 170 ha	11	"
	春日井市	春日井	8,446 ha	11	11	春日井市	春日井	8, 446 ha	11	11
	犬山市	犬山	<mark>6, 314</mark> ha	11	11	犬山市	犬山	<mark>6, 304</mark> ha	11	11
	みよし市	三好町	3,014 ha	11	11	みよし市	三好町	3,014 ha	11	11
	豊山町	豊山町	619 ha	11	"	豊山町	豊山町	619 ha	"	"
	一宮市	一宮市	11,391 ha	11	"	一宮市	一宮市	11,391 ha	"	"
	北名古屋市	北名古屋	1,837 ha	11	"	北名古屋市	北名古屋	1,837 ha	11	"
	豊川市	音羽町	2,430 ha	11	"	豊川市	音羽町	2,430 ha	11	"
	扶桑町	扶桑町	739 ha	11	"	扶桑町	扶桑町	739 ha	11	"
	碧南市、西尾市	西尾碧南	760 ha	11	"	碧南市、西尾市	西尾碧南	760 ha	11	"
	稲沢市	稲沢市	7,930 ha	11	11	稲沢市	稲沢市	7,930 ha	11	"
	岡崎市	大重	210 ha	11	11	岡崎市	大重	210 ha	11	IJ
	豊橋市、田原市	田原	1,190 ha	11	"	豊橋市、田原市	田原	1,190 ha	11	"
	田原市	芦ケ池	172 ha	11	11	田原市	芦ケ池	172 ha	11	"
	豊田市	豊田市王滝渓谷	267 ha	11	再指定	<mark>あま市</mark>	美和町	<mark>992</mark> ha	<u> </u>	H26 解除
	豊田市	浅谷	100 ha	11	"	豊田市	豊田市王滝渓谷	267 ha	11	再指定
	豊田市	大沼	510 ha	11	11	豊田市	浅谷	100 ha	11	11
	豊田市	大沼南	26 ha	11	<mark>再指定</mark>	豊田市	大沼	510 ha	11	"
	清須市	春日町	401 ha	"	"	あま市	七宝町	833 ha	IJ.	H26 解除
	清須市	清須市	1,332 ha	11	"	豊田市	大沼南	26 ha	11	再指定
	田原市	田原市神戸町	89 ha	11	"	清須市	春日町	401 ha	11	"
	計	<u>22</u> 箇所	<mark>58, 611</mark> ha			清須市	清須市	1,332 ha	11	"
				1		田原市	田原市神戸町	89 ha	"	"

項目		新						旧			
							計	24 箇所	60, 426 ha		
	第17表「平成28	年度」の欄				第	第17表「平成 28	 年度」の欄			
(p. 37)	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称	指定面積	指定 期間	備考		特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称	指定面積	指定期間	備考
	岡崎市	額田峰	200 ha	10年	再指定		岡崎市	額田峰	200 ha	10 年	再指定
	刈谷市、知立市、 豊田市	刈谷豊田	1,200 ha	11	II		刈谷市、知立市、豊田市	刈谷豊田	1, 200 ha	"	n
	知立市、刈谷市、 安城市、豊田市	知立	1,940 ha	"	11		知立市、刈谷市、 安城市、豊田市	知立	1,940 ha	"	n
	刈谷市、安城市、 知立市	刈谷	4,067 ha	"	"		刈谷市、安城市、 知立市	刈谷	4,067 ha	11	"
	蟹江町	蟹江町	1,110 ha	"	II .		蟹江町	蟹江町	1,110 ha	"	11
	豊田市	東萩平	152 ha	"	"		豊田市	東萩平	152 ha	"	"
	豊川市	豊川	4,500 ha	"	"		豊川市	豊川	4,500 ha	"	11
	岡崎市	北山	264 ha	"	"		岡崎市	北山	264 ha	"	11
	岡崎市	藤川	620 ha	"	JJ .		岡崎市	藤川	620 ha	"	11
	豊橋市	豊橋市岩崎	19 ha	"	JJ .		豊橋市	豊橋市岩崎	19 ha	"	11
	田原市	赤羽根	290 ha	11	<i>11</i>		田原市	赤羽根	290 ha	11	11
	豊川市	東上	26 ha	"	再指定		長久手市	長久手熊張	<u>53</u> ha	JJ.	H26 解除
	豊田市	藤岡深見	40 ha	IJ	II .		豊川市	東上	26 ha	11	再指定
	新城市	布里	15 ha	"	"		豊田市	藤岡深見	40 ha	IJ	11
	豊川市	佐脇浜	341 ha	"	"		新城市	布里	15 ha	11	11
	南知多町	南知多東部	514 ha	"	"		豊川市	佐脇浜	341 ha	"	11

項目		新					旧				
	計	<u>16</u> 箇所	15, 298 ha			南知多町	南知多東部	514 ha	IJ	IJ	
	合計	<u>95</u> 箇所	142, 111 ha			計	<u>17</u> 箇所	15, 351 ha			
						<u>合計</u>	<u>84</u> 箇所	142, 981 ha			
第七1	第七 特定計画の作	三成に関する事項			Į.	第七 特定 <mark>鳥獣保護</mark>	<mark>雙管理</mark> 計画の作成に関	関する事項			
(p. 38)	1 特定計画の作成	えに関する方針				1 特定 <mark>鳥獣保護管</mark>	<mark>管理</mark> 計画の作成に関す	する方針			
	(1) 特定計画の作	三成				(1) 特定 <mark>鳥獣保討</mark>	<mark>獲管理</mark> 計画の作成				
	① 計画作成の目的	j			(計画作成の目的	ሳ				
	特定計画は、それ	ぞれの地域におい	て対象とする鳥獣の	の地域個体群に	:つ	特定計画は、それ	でれの地域において	対象とする鳥	獣の地	也域個体群(につ
	いて、科学的知見を	踏まえながら専門	家や地域の幅広い	関係者の合意を	図 1	って、科学的知見を	:踏まえながら専門家	でや地域の幅点	い関係	系者の合意を	を図
	りつつ明確な管理の)目標を設定し、こ	れに基づき、個体	<mark>蛘</mark> 管理、生息雰	境)つつ明確な <mark>保護</mark> 管	管理の目標を設定し、	これに基づき	、個個	本 <mark>数</mark> 管理、生	生息
	管理及び被害防除丸	対策の管理事業を総	合的に講じること	により、科学的	り・ 月	環境管理及び被害隊	方除対策の <mark>保護</mark> 管理事	事業を総合的に	こ講じ	ることによ	り、
	計画的な管理を広場	は的・継続的に推進	し、 <mark>鳥獣の管理</mark> を	図ることにより) 、 1	科学的・計画的な <mark>仏</mark>	<mark>R護</mark> 管理を広域的・A	継続的に推進し	八 地域	は個体群の上	長期
	人と鳥獣との適切な	な関係の構築に資す	ることを目的とし	て作成するも	,の <u> </u>	こわたる安定的な終	<mark>推持</mark> を図ることにより)、人と鳥獣と	の適切	口な関係の相	構築
	とする。				l	こ資することを目的	りとして作成するもの	のとする。			

]
項目	新	旧
	ア 特定鳥獣保護管理連絡協議会	ア 特定鳥獣保護管理連絡協議会
	行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、県関係機関	行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、県関係機関
	(環境部、農林水産部、教育委員会)及び市町村等からなり、特定計画及	(環境部、農林水産部、教育委員会)及び市町村等からなり、特定 <mark>鳥獣保</mark>
	び同実施計画の作成と実施計画の実行等について協議・調整等を行う組	護管理 計画及び同実施計画の作成と実施計画の実行等について協議・調整
	織。	等を行う組織。
(p. 39)	イ 特定鳥獣保護管理検討会	イ 特定鳥獣保護管理検討会
	科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら保	科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら保
	護管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林業団体、狩猟者	護管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林業団体、狩猟者
	団体、自然保護団体及び地域の代表者等からなり、特定計画及び同実施計	団体、自然保護団体及び地域の代表者等からなり、特定鳥獣保護管理計画
	画の作成、実施方法等の検討及び実施した施策の評価等を行う組織。	及び同実施計画の作成、実施方法等の検討及び実施した施策の評価等を行
		う組織。
	② 対象鳥獣	② 対象鳥獣
	計画の対象とする鳥獣は、 <mark>生息</mark> 数の著しい増加又は <mark>生息域の範囲</mark> の拡大	計画の対象とする鳥獣は、 <mark>個体</mark> 数の著しい増加又は <mark>分布域</mark> の拡大により
	により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥	顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣 <mark>、個体数</mark>
	獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣 <mark>等</mark> であって、 <mark>生物の多様</mark>	の著しい増加又は分布域の拡大により自然生態系のかく乱を引き起こし
	性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、	ている鳥獣及び生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅
	当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持 <mark>を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適</mark>	<mark>のおそれが生じている鳥獣</mark> であって、 <mark>長期的な</mark> 観点から当該鳥獣の地域個
	正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があ	体群の安定的な維持及び保護を図る必要があると認められるものとする。

ると認められるものとする。

項目	新
	なお、本県では現在、個体数が増加及び分布域の拡大により農林業被害
	が深刻化しているカモシカ、イノシシ、ニホンザル及びニホンジカについ
	て特定計画を策定している。本計画期間内においても、これらの鳥獣につ
	いてこれまでに引き続き特定計画を作成し、管理を実施するものとする。
	③~④ (略)
(p. 40)	⑤ 管理の目標
	管理の目標の設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基
	づき適正な管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生
	息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うもの
	とする。管理の目標としては、当該地域個体群の <u>生息数</u> 、生息密度、分布
	域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、当該地域の個体群の

なお、上記の目標の設定に当たっては、必要に応じて当該地域個体群の 生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を

ものとする。

生息状況、被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して、

生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の管理の目標を設定する

ものとする。また、生息環境管理、被害防除対策についても、地域の農林

業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努める

なお、本県では現在、個体数が増加及び分布域の拡大により農林業被害が深刻化しているカモシカ、イノシシ、ニホンザル及びニホンジカについて特定計画を策定している。本計画期間内においても、これらの鳥獣についてこれまでに引き続き特定計画を作成し、保護管理を実施するものとする。

旧

③~④ (略

⑤ 保護管理の目標

保護管理の目標の設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な保護管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。保護管理の目標としては、当該地域個体群の個体数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、当該地域の個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して設定するものとする。また、生息環境管理、被害防除対策についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。

なお、上記の目標の設定に当たっては、必要に応じて当該地域個体群の 生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を 項目 行い、それぞれの地区ごとに目標を設定するものとする。 また、設定された目標については、管理事業の実施状況やモニタリング 調査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行うものとする。 ⑥ 管理事業 計画の目標を達成するための施策として、個体<mark>群</mark>管理、生息環境管理 被害防除対策等の多岐にわたる管理事業を、県及び市町村等の関係主体が 連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受け ている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するも のとする。なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体 群の生息状況及び生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、 それぞれの地区別に適切な事業内容を検討して実施するものとする。 また鳥獣被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であるとの考えの 下、適切な目標設定による生息環境管理及び被害防除対策を実施すること により、被害発生の未然防止に努める等、効果的な管理事業に取り組むす のとする。

> 地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を 踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の推進による個体<mark>群</mark>管理を行うものと する。個体数管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等の考え方を計画

行い、それぞれの地区ごとに目標を設定するものとする。

また、設定された目標については、<mark>保護</mark>管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行うものとする。

旧

⑥ 保護管理事業

計画の目標を達成するための施策として、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる保護管理事業を、県及び市町村等の関係主体が連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するものとする。なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体群の生息状況及び生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、それぞれの地区別に適切な事業内容を検討して実施するものとする。

また鳥獣被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であるとの考えの下、適切な目標設定による生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生の未然防止に努める等、効果的な保護管理事業に取り組むものとする。

⑦ 個体数管理

地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を 踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の<mark>調整(</mark>推進<mark>又は抑制)</mark>による個体<u>数</u> 管理を行うものとする。個体数管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲

項目	新	旧
	において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、別途、	等の考え方を計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果
	年度ごとの捕獲等を実施計画において明らかにするものとする。併せて、	等を踏まえ、別途、年度ごとの捕獲等を実施計画において明らかにするも
	これらの個体 <mark>群</mark> 管理を実行する場合に必要となるきめ細かな狩猟制限や	のとする。併せて、これらの個体 <mark>数</mark> 管理を実行する場合に必要となるきめ
	捕獲許可基準の設定等の措置を講じる。なお、地域個体群の安定した存続	細かな狩猟制限や捕獲許可基準の設定等の措置を講じる。なお、 <mark>個体数を</mark>
	を確保する上で特に重要な生息地については、必要に応じて捕獲等を禁止	<u>減少させる個体数管理を行う場合にあっても、</u> 地域個体群の安定した存続
	し、又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。	を確保する上で特に重要な生息地については、必要に応じて捕獲等を禁止
		し、又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。
	⑧ 生息環境管理	⑧ 生息環境管理
	当該地域個体群の長期にわたる <mark>生息状況の適正化</mark> を図るために、その生	当該地域個体群の長期にわたる <mark>安定的な維持及び保護</mark> を図るために、そ
	息状況を踏まえ、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の	の生息状況を踏まえ、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河
	良好な環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地においては森林の	川の良好な環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地においては森
	育成等を実施することにより、生息環境管理の推進を図るものとする。そ	林の育成等を実施することにより、生息環境管理の推進を図るものとす
	の際には、関係する地域計画等との実施段階での連携を図るものとする。	る。その際には、関係する地域計画等との実施段階での連携を図るものと
	また、特に生息環境として重要な地域については、必要に応じて鳥獣保護	する。また、特に生息環境として重要な地域については、必要に応じて鳥
	区又は鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討するものとする。また、各種	獣保護区又は鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討するものとする。ま
	土地利用が行われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす	た、各種土地利用が行われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件
	影響を軽減するための配慮を求めるものとする。	に及ぼす影響を軽減するための配慮を求めるものとする。
(p. 41)	⑨ 被害防除対策	⑨ 被害防除対策
	被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、ま	被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、ま

項目 旧 た、個体群管理や生息環境管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な た、個体数管理や生息環境管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な 手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ実施するものとす 手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ実施するものとす る。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇 る。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇 音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解 音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解 消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地 消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地 域の関係機関・部局や関係者の協力を得て実施するものとする。なお、侵 域の関係機関・部局や関係者の協力を得て実施するものとする。なお、侵 入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、 入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、
 構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の 構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の 徹底を図る。 徹底を図る。 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項 法第7条の2第5項に定める指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する 事項として、事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、事業の目標、 事業の実施方法及び実施結果の把握と評価、事業の実施者等を定めるもの とする。 指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に対する被害の動 向、県内における当該鳥獣の捕獲数及び生息数の動向(個体数推定及び将 来予測等)、当該鳥獣の生息数と被害の関連性等の観点から、特定計画の 目標を達成するに当たって、既存の個体群管理のための事業に加えて、指 定管理鳥獣捕獲等事業を実施することが必要な場合に実施するものとす

項目	新	旧
	<u>3.</u>	
	実施期間については、原則として特定計画の計画期間内で定めるものと	
	し、原則として1年以内とするものとする。なお、実施期間については対	
	象鳥獣の生態や地域の事情等に応じて適切な期間で設定するものとする。	
	実施区域については、指定管理鳥獣捕獲等事業の対象とする地域名を定	
	めるものとする。	
	事業の目標については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づく捕獲	
	等の効果等を検証・評価できるよう、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲	
	数等を過去の捕獲等の実績に基づき定めるものとし、必要に応じて、生息	
	数や生息密度、生息域、被害量等についても目標を定めても差し支えない	
	ものとする。なお、目標については、特定計画の管理の目標との関係を明	
	確にするとともに、捕獲等事業の進捗状況や達成度を評価できるよう、具	
	体的に定めるよう努めるものとする。	
	事業の実施方法及び実施結果の把握と評価については、特定計画と整合	
	を図るよう留意し、実施の時期や方法等を簡潔に定めるものとする。	
第七1	(2)計画の記載項目及び様式	(2) 計画の記載項目及び様式
(p. 41)	計画に記載する項目は、次のとおりとする。	計画に記載する項目は、次のとおりとする。
	1 (略)	1 (略)
	2 管理すべき鳥獣の種類	 2 <u>保護</u>管理すべき鳥獣の種類
	3 (略)	3 (略)
	4 特定鳥獣の管理が行われるべき区域	4 特定鳥獣の <mark>保護</mark> 管理が行われるべき区域

項目	新	旧
	5 特定鳥獣の管理の目標	5 特定鳥獣の <mark>保護</mark> 管理の目標
	(1) \sim (3) (略)	(1) \sim (3) (略)
(p. 42)	6 特定鳥獣の数の調整に関する事項	6 特定鳥獣の数の調整に関する事項
	(指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は当該事業の実施に関する事	
	<u>項)</u>	
	7 (略)	7 (略)
	8 その他特定鳥獣の管理のために必要な事項	8 その他特定鳥獣の <mark>保護</mark> 管理のために必要な事項
	(略)	(略)
第七1	(3) 計画の作成及び実行手続	(3) 計画の作成及び実行手続
(p. 42)	適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正	適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正
	な目標及び管理事業の設定を行うため、次の手順で計画を作成し実行する	な目標及び <mark>保護</mark> 管理事業の設定を行うため、次の手順で計画を作成し実行
	ものとする。	するものとする。
	① 関係地方公共団体との協議	① 関係地方公共団体との協議
	県の行政界を越えて分布する地域個体群の管理を関係地方公共団体が	県の行政界を越えて分布する地域個体群の <mark>保護</mark> 管理を関係地方公共団
	連携して実施するため、計画案については、法第7条第7項 (第7条の2	体が連携して実施するため、計画案については、法第7条第7項に基づき
	第3項において準用する場合を含む。) に基づき計画の対象とする地域個	計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する県(教育委員会を含
	体群がまたがって分布する県(教育委員会を含む。)と協議するとともに、	む。)と協議するとともに、 <mark>保護</mark> 管理事業の一端を担うことになる計画対
	管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る市町村(教育委員会	象区域に係る市町村(教育委員会を含む。)と協議するものとする。
	を含む。)と協議するものとする。	
	なお、夜間銃猟を含む指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することを想定し	

項目	新	旧
	ている場合にあっては、特定計画の作成段階から、愛知県公安委員会との 情報共有を行うものとする。	
	② 聴聞手続き等 法第7条第5項 (第7条の2第3項において準用する場合を含む。)の 規定に基づき、利害関係人から意見を聴取する場合には計画の内容や地域 の事情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団 体等の必要な機関や団体、または、被害を受けている地域社会等から聴取 するよう留意するものとする。	② 聴聞手続き等 法第7条第5項の規定に基づき、利害関係人から意見を聴取する場合に は計画の内容や地域の事情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然 保護団体、狩猟者団体等の必要な機関や団体、または、被害を受けている 地域社会等から聴取するよう留意するものとする。
	③~④ (略)	③~④ (略)
(p. 43)	⑤ 実施計画に基づく管理の推進 実施計画に基づき、県、市町村等は、計画の効果的な実施に関わる取組 を推進するものとする。また、関係する行政機関の鳥獣担当部局、農林水 産担当部局等は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を 共有し、対象鳥獣の個体 <mark>群</mark> 管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生 息環境の管理を図る等、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等との 整合を図り、総合的な取組の推進に向け、連携を図るものとする。	⑤ 実施計画に基づく保護管理の推進 実施計画に基づき、県、市町村等は、計画の効果的な実施に関わる取組 を推進するものとする。また、関係する行政機関の鳥獣担当部局、農林水 産担当部局等は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を 共有し、対象鳥獣の個体数管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生 息環境の管理を図る等、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等との 整合を図り、総合的な取組の推進に向け、連携を図るものとする。
	⑥ モニタリング	⑥ モニタリング

項目	新	旧
	特定鳥獣の生息動向、生息環境、被害等の程度等 <mark>のうち、計画の目標の</mark>	特定鳥獣の生息動向、生息環境、被害等の程度等についてモニタリング
	達成状況の評価において必要な項目 についてモニタリングし、計画の進捗	し、計画の進捗状況を点検するとともに、実施計画を作成する場合につい
	状況を点検するとともに、実施計画を作成する場合については、その検討	ては、その検討に反映(フィードバック)させるものとする。なお、既存
	に反映(フィードバック)させるものとする。なお、既存の調査結果等の	の調査結果等の活用や、同一地域個体群に係る隣接県の連携等、モニタリ
	活用や、同一地域個体群に係る隣接県の連携等、モニタリングの実施に係	ングの実施に係る効率化に努めることとする。
	る効率化に努めることとする。	
第七1	(4) 計画の見直し	(4) 計画の見直し
(p. 43)	計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果、既存の調	計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果、既存の調
	査結果等により地域個体群の動向を把握し、設定された目標の達成度や管	査結果等により地域個体群の動向を把握し、設定された目標の達成度や <mark>保</mark>
	理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画の継	護 管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画
	続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。なお、	の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。
	計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。	なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。
第七1	(5) 計画の実行体制の整備	(5) 計画の実行体制の整備
(p. 43)	管理を適切に進めるため、前述の検討会・連絡協議会の設置等により調	<mark>保護</mark> 管理を適切に進めるため、前述の検討会・連絡協議会の設置等によ
	査研究、個体 <mark>群</mark> 管理、生息環境管理、被害防除対策等を実施し得る体制を	り調査研究、個体 <mark>数</mark> 管理、生息環境管理、被害防除対策等を実施し得る体
	整備し、総合的な実施を図るものとする。また、鳥獣の管理に精通した人	制を整備し、総合的な実施を図るものとする。また、鳥獣の <mark>保護</mark> 管理に精
	材を育成し、施策の一貫性が確保される体制を整備するよう努めるものと	通した人材を育成し、施策の一貫性が確保される体制を整備するよう努め
	する。この際、鳥獣 <mark>の</mark> 管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを活用し、	るものとする。この際、鳥獣 <mark>保護</mark> 管理に関する専門的な人材確保等の仕組
	効果的・効率的な実施を図るものとする。管理を推進していく上で、地域	みを活用し、効果的・効率的な実施を図るものとする。 <mark>保護</mark> 管理を推進し
	住民の理解や協力は不可欠であることから、生態に関する情報や被害予防	ていく上で、地域住民の理解や協力は不可欠であることから、生態に関す
	についての方策等の普及啓発を促進するものとする。	る情報や被害予防についての方策等の普及啓発を促進するものとする。

項目	新	旧
	特に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、適切かつ効果的に事	
	業を実施するため、鳥獣の管理に関する専門的職員の配置するよう努める	
	とともに、大学、研究機関、鳥獣の管理の専門家等との連携により、指定	
	管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成、捕獲等の実施、結果の評価、生態系	
	等への影響の把握等を実施し得る体制を整備するよう努めるものとする。	
第七2	2 特定計画に基づく管理事業の流れ	2 特定 <u>鳥獣保護管理</u> 計画に基づく <mark>保護</mark> 管理事業の流れ
(p. 44)	適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正	適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正
	な目標及び管理事業の設定を行うため、右図の手順で特定計画及び実施計	な目標及び <mark>保護</mark> 管理事業の設定を行うため、右図の手順で特定計画及び実
	画を作成する。	施計画を作成する。
	さらに、実施計画に基づく管理事業を実行し、毎年度モニタリングによ	さらに、実施計画に基づく <mark>保護</mark> 管理事業を実行し、毎年度モニタリング
	り特定計画及び実施計画の順応的な見直しを行うものとする。	により特定計画及び実施計画の順応的な見直しを行うものとする。
	図表「市町村による実施計画の策定及び実施」中	図表「市町村による実施計画の策定及び実施」中
	「実施計画に基づく管理事業の実行」	「実施計画に基づく <mark>保護</mark> 管理事業の実行」
第八1	1 基本方針	1 基本方針
(p. 45)	鳥獣保護 <mark>管理</mark> 行政を適正に推進するための基礎資料を得るため、研究者	鳥獣保護行政を適正に推進するための基礎資料を得るため、研究者や鳥
	や鳥獣保護団体等と連携しつつ、各種生息調査を実施するとともに資料の	獣保護団体等と連携しつつ、各種生息調査を実施するとともに資料の収集
	収集を行い、整理分析を行うものとする。	を行い、整理分析を行うものとする。
	なお、広域的な鳥獣の保護 <mark>及び</mark> 管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕	なお、広域的な鳥獣の保護管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等
	獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報	による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であ
	であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕	ることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場

項目	新	旧
	獲場所の収集に努めるとともに、迅速かつ効率的に集積し活用するための	所の収集に努めるとともに、迅速かつ効率的に集積し活用するための情報
	情報システムの整備及び活用をすすめるものとする。	システムの整備及び活用をすすめるものとする。
	(略)	(略)
第八3	(2) 狩猟鳥獣生息調査	(2) 狩猟鳥獣生息調査
(p. 46)	① 調査の概要	① 調査の概要
	(略)	(略)
	イノシシ、ニホンジカは、特にその保護 <mark>及び</mark> 管理に留意すべき鳥獣であ	イノシシ、ニホンジカは、特にその保護管理に留意すべき鳥獣であり、
	り、狩猟者から、捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日、捕獲	狩猟者から、捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日、捕獲努力
	努力量等の捕獲状況の報告を収集すること等により、捕獲等の状況の把握	量等の捕獲状況の報告を収集すること等により、捕獲等の状況の把握に努
	に努めるものとする。	めるものとする。
	(略)	(略)
	② (略)	② (略)
第八4	(1) 方針	(1) 方針
(p. 48)	<u>生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害</u> 等を及ぼす有害鳥獣の防除	<mark>鳥獣害</mark> 等を及ぼす有害鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な有害
	方法の確立に資するため、主要な有害鳥獣等の生理、生態、個体群動態等	鳥獣等の生理、生態、個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明ら
	を調査し、被害発生メカニズムを明らかにするよう努めるものとする。ま	かにするよう努めるものとする。また、被害等の発生状況、有害鳥獣等の
	た、被害等の発生状況、有害鳥獣等の分布等 <mark>のうち、被害対策技術の開発</mark>	分布等 <mark>について</mark> 調査し、被害対策に役立てるものとする。
	<u>のために必要な項目を</u> 調査し、被害対策 <u>技術の開発</u> に役立てるものとす	なお、被害状況については、地方公共団体等の関係部局の協力を得つつ
	る。	鳥獣保護員においてもその把握に努めるものとする。
	なお、被害状況については、地方公共団体等の関係部局の協力を得つつ	

項目	新	旧
	鳥獣保護 <mark>管理</mark> 員においてもその把握に努めるものとする。	
第九	鳥獣保護 <mark>管理</mark> 事業の実施体制の整備に関する事項	鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項
(p. 49)		
第九1	(1) 方針	(1) 方針
(p. 49)	鳥獣行政担当職員の配置は、鳥獣保護 <mark>管理</mark> 事業計画の内容、鳥獣の生息	鳥獣行政担当職員の配置は、鳥獣保護事業計画の内容、鳥獣の生息状況、
	状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案して行い、鳥獣保護 <mark>管理</mark> 事業の	狩猟者登録を受けた者の数等を勘案して行い、鳥獣保護事業の実施に支障
	実施に支障のないようにする。なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥	のないようにする。なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当
	獣行政担当職員を対象として研修を行い、専門的知識の向上を図るものと	職員を対象として研修を行い、専門的知識の向上を図るものとする。特に、
	する。特に、特定計画の作成、実施等の鳥獣 <mark>の</mark> 保護 <mark>及び</mark> 管理を担当する職	特定計画の作成、実施等の鳥獣保護管理を担当する職員については、特定
	員については、特定計画の作成及び実施に必要な専門的知識について習得	計画の作成及び実施に必要な専門的知識について習得を図るとともに、市
	を図るとともに、市町村の担当職員の資質向上への支援を図るものとし、	町村の担当職員の資質向上への支援を図るものとし、その際には国、大学
	その際には国、大学等が提供する研修等の活用を検討するものとする。特	等が提供する研修等の活用を検討するものとする。特に、鳥獣被害防止特
	に、鳥獣被害防止特措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町村の役割	措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町村の役割が大きくなっている
	が大きくなっていることから、市町村の担当職員への定期的・計画的な研	ことから、市町村の担当職員への定期的・計画的な研修又は情報等の提供
	修又は情報等の提供を行うことにより、鳥獣 <mark>の</mark> 保護 <mark>及び</mark> 管理に係る専門的	を行うことにより、鳥獣保護管理に係る専門的知識の向上に努めるものと
	知識の向上に努めるものとする。	する。
第九1	(2) 設置計画	(2) 設置計画
(p. 49)	第25表「備考」の欄	第25表「備考」の欄
	業務分担	業務分担
	(本庁)	(本庁)
	1 鳥獣保護 <mark>管理</mark> 事業計画等を作成すること	1 鳥獣保護事業計画等を作成すること

項目	新	旧
	2~4 (略)	2~4 (略)
	(地方機関)	(地方機関)
	1 鳥獣保護 <mark>管理</mark> 事業計画等を実施すること	1 鳥獣保護事業計画等を実施すること
	2~7 (略)	2~7 (略)
第九2	2 鳥獣保護 <mark>管理</mark> 員	2 鳥獣保護員
(p. 50)	(1) 方針	(1)方針
	鳥獣保護 <mark>管理</mark> 員は第 10 次鳥獣保護事業計画と同数の 52 名を配置し、事	鳥獣保護員は第 10 次鳥獣保護事業計画と同数の 52 名を配置し、事務所
	務所毎の配置数は、市町村数、区域面積、鳥獣保護区・休猟区数及び狩猟	毎の配置数は、市町村数、区域面積、鳥獣保護区・休猟区数及び狩猟の実
	の実施状況並びに鳥獣保護思想の普及の現況等を勘案して決定するもの	施状況並びに鳥獣保護思想の普及の現況等を勘案して決定するものとす
	とする。	る。
第九2	(4) 研修計画	(4) 研修計画
(p. 51)	第29表「名称」の欄	第29表「名称」の欄
	鳥獣保護 <mark>管理</mark> 員全体研修	鳥獣保護員全体研修
	鳥獣保護 <mark>管理</mark> 員地区研修	鳥獣保護員地区研修
	第29表「規模」の欄	第29表「規模」の欄
	県内鳥獣保護 <mark>管理</mark> 員	県内鳥獣保護員
	各事務所鳥獣保護 <mark>管理</mark> 員	各事務所鳥獣保護員
第九3	3 保護 <mark>及び</mark> 管理の担い手の育成	3 保護管理の担い手の育成

項目	新	旧
(p. 51)	(1) 方針	(1) 方針
	県内の特に三河地方の中山間地域においては、特定鳥獣等による鳥獣害	県内の特に三河地方の中山間地域においては、特定鳥獣等による鳥獣害
	が多く発生し、鳥獣の保護 <mark>及び</mark> 管理の強化が求められている。	が多く発生し、鳥獣の保護管理の強化が求められている。
	保護 <mark>及び</mark> 管理を担う地方自治体職員は異動が多く、鳥獣の保護 <mark>及び</mark> 管理	保護管理を担う地方自治体職員は異動が多く、鳥獣の保護管理の専門知
	の専門知識を有する者は少ない。また個体 <mark>群</mark> 調整の担い手である狩猟者は	識を有する者は少ない。また個体 <mark>数</mark> 調整の担い手である狩猟者は現在年々
	現在年々減少しており、高齢化も進んでいる。このような状況を踏まえて、	減少しており、高齢化も進んでいる。このような状況を踏まえて、地方自
	地方自治体の関係職員の専門性の向上と狩猟者の育成に努める。	治体の関係職員の専門性の向上と狩猟者の育成に努める。
	狩猟者の増加を図るため、県としては狩猟免許試験を年2回実施すると	狩猟者の増加を図るため、県としては狩猟免許試験を年2回実施すると
	ともに、(一社) 愛知県猟友会と協力して狩猟についての広報活動を検討	ともに、(<mark>社</mark>) 愛知県猟友会と協力して狩猟についての広報活動を検討す
	するものとする。また狩猟者への保護管理思想の普及啓発のため、狩猟免	るものとする。また狩猟者への保護管理思想の普及啓発のため、狩猟免許
	許更新検査時に保護 <mark>及び</mark> 管理に関する講習会を実施し、狩猟者に対して保	更新検査時に保護管理に関する講習会を実施し、狩猟者に対して保護管理
	護 <mark>及び</mark> 管理の重要性の周知を図る。	の重要性の周知を図る。
第九3	(2) 研修等の計画	(2) 研修等の計画
(p. 51)	第30表「内容・目的」の欄	第30表「内容・目的」の欄
	鳥獣の保護 <mark>及び</mark> 管理について	鳥獣の保護管理について
第九4	(1) 方針	(1) 方針
(p. 52)	(略)	(略)
	① (略)	① (略)
	② 狩猟期間中の鳥獣保護 <mark>管理</mark> 員の巡回を以下の観点から強化するもの	② 狩猟期間中の鳥獣保護員の巡回を以下の観点から強化するものとす
	とする。	る。
	ア~イ (略)	ア~イ (略)

項目	新	旧
	③~⑥ (略)	③~⑥ (略)
	⑦ 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行	⑦ 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行
	政担当職員及び鳥獣保護 <u>管理</u> 員の動員体制を整備するものとする。	政担当職員及び鳥獣保護員の動員体制を整備するものとする。
	(8)~⑩ (略)	(8) ○ (10) (18)
第九5	5 必要な財源の確保	5 必要な財源の確保
(p. 53)	鳥獣保護 <mark>管理</mark> 事業の財源として、県においては、地方税法における狩猟	鳥獣保護事業の財源として、県においては、地方税法における狩猟税(目
	税(目的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び <mark>管理並びに</mark> 狩猟に関する行	的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効
	政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。	果的な支出を図るものとする。
第九6	(2) 地域的な連携	(2) 地域的な連携
(p. 53)	鳥獣保護区の指定・整備・保全、有害鳥獣捕獲、特定計画及び実施計画	鳥獣保護区の指定・整備・保全、有害鳥獣捕獲、特定計画及び実施計画
	の推進、鳥獣の生息状況調査、鳥獣保護 <mark>管理</mark> 事業の普及啓発、鳥獣保護管	の推進、鳥獣の生息状況調査、鳥獣保護事業の普及啓発、鳥獣保護管理事
	理事業に係る人材の育成等、鳥獣保護 <mark>管理</mark> 事業の実施に際し、地域的な連	業に係る人材の育成等、鳥獣保護事業の実施に際し、地域的な連携を図り
	携を図りながら推進するものとする。	ながら推進するものとする。
第十6	(1)鳥獣の保護 <mark>及び</mark> 管理についての普及啓発	(1) 鳥獣の保護管理についての普及啓発
(p. 58)	(略)	(略)
第十6	(5) 鳥類保護センター	(5) 鳥類保護センター
(p. 59)	傷病鳥の保護及び野鳥観察等を通し鳥類保護思想の普及啓発を行うと	傷病鳥の保護及び野鳥観察等を通し鳥類保護思想の普及啓発を行うと
	ともに、野生鳥類の生息地を保全し、調査研究や保護 <mark>及び</mark> 管理の拠点とす	ともに、野生鳥類の生息地を保全し、調査研究や保護管理の拠点とするた
	るため、引き続き弥富野鳥園を鳥類保護センターに位置づけ、設置目的達	め、引き続き弥富野鳥園を鳥類保護センターに位置づけ、設置目的達成の
	成のため施設の充実に努めるものとする。	ため施設の充実に努めるものとする。
第十7	(1) 方針	(1) 方針

項目	新	П
(p. 60)	(略)	(略)
	こうした取組みの一環として、生物多様性の保全、鳥獣の適切な保護 <mark>及</mark>	こうした取組みの一環として、生物多様性の保全、鳥獣の適切な保護管
	び管理、狩猟の役割等に関連する環境学習の機会を創出し、情報を提供し	理、狩猟の役割等に関連する環境学習の機会を創出し、情報を提供してい
	ていくものとする。	くものとする。
	(略)	(略)
第十8	(2) 年間計画	(2) 年間計画
(p. 61)	第38表「実施内容」の欄	第38表「実施内容」の欄
	第 11 次鳥獣保護 <mark>管理</mark> 事業計画書	第 11 次鳥獣保護事業計画書
	特定計画及びその進捗状況	特定 <mark>鳥獣保護管理</mark> 計画及びその進捗状況